

令和4年度第2回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会会議録

議題	1 会長・副会長の選任について 2 茅ヶ崎市の認定コミュニティ制度について（情報提供） 3 茅ヶ崎市の認定コミュニティ制度の検証について（審議事項） 4 その他
日時	令和4年8月9日（火）10時30分から12時00分まで
場所	市役所本庁舎4階会議室3
出席者氏名	後藤委員、佐々木委員、小山委員、澤邑委員、三輪委員、河上委員 （事務局）市民自治推進課 三浦課長、加藤主幹、忠隈、池亀
会議資料	次第 資料1 茅ヶ崎市の認定コミュニティ制度について 資料2 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に基づくコミュニティの認定状況等について 資料3 - 1 認定コミュニティ制度（まちぢから協議会）に関する 摘事項及び課題 資料3 - 2 まちぢから協議会に関するアンケート結果まとめ 資料3 - 3 担当職員から見たまちぢから協議会の課題 資料4 今後のスケジュール 参考資料1 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例 及び 参考資料2 同条例施行規則の運用について 参考資料3 まちぢから協議会パンフレット 参考資料3 各まちぢから協議会の目指したいこと 当日配布資料 各地区における新委員の割合
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数	0名

（会議の概要）

○事務局（三浦課長）

それでは、令和4年度第2回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会を開催させていただきます。委員会としては令和4年度の第2回となっており、第1回の審議会は前委員で5月19日に実施済みですので、ご報告させていただきます。

本日の対面での審議会の開催については、慎重に検討を重ね、感染拡大を防止した万全の対策の中で開催することとさせていただきます。ソーシャルディスタンスの確保、定期的な換気をしながら会議を開催したいと思っておりますので、

どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は新委員になられて最初の会議でございますので、「議題1 会長・副会長の選任について」までの議事につきましては、事務局で進行させていただきます。

議事に入る前に、まずは、本日出席しております市の職員のご紹介をさせていただきます。佐藤市長でございます。続きまして、当課職員をご紹介させていただきます。市民自治推進課長の三浦でございます。加藤主幹、忠隈主査、池亀主事でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、本日は新委員が初めてお揃いになる審議会となりますので、大変恐縮ではございますが、皆様にも簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。お手元の名簿の順番で、後藤委員よりお願ひします。

○後藤委員

後藤と申します。今回、市民公募で参加させていただいております。このような会議は苦手なもので、話しがうまくできるか分かりませんが、よろしくお願ひいたします。

○佐々木委員

おはようございます、佐々木由紀と申します。この春まで神奈川県の高등학교で教職員を務めていましたが早期退職し、退職したらこういったことにも関わっていこうと思っていたので、応募文を書き、立候補しました。拙い人間ですがよろしくお願ひいたします。

○小山委員

おはようございます、小山でございます。5年前にNPO法人のNPOサポートちがさきに入職し、現在は主にちがさき市民活動サポートセンターで、最近よくテレビ等で見る機会があると思うSDGsをテーマとしたカフェや、地域の居場所づくり交流会、自治体とNPOや地縁組織との協働に携わっています。我々は実は地縁組織とはあまり縁がありませんが、これを機会に地縁組織も含めた協働のまちづくりを担当していきます。まちぢから協議会を含め、自治会町内会の関係については全然素人でございますので、是非皆さまに色々と教えていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○澤邑委員

澤邑でございます。商工会議所から推薦できていますが、職業は商工会議所の職員ではなく社会保険労務士をやって17～18年になり、年金事務所や職安や労働局へ行ったりと、そういったことを仕事にしています。どうぞよろしくお願いいたします。

○河上委員

おはようございます、河上牧子でございます。一般社団法人令和防災研究所、という主に政策研究をしている研究所で勤務しております。また、明治大学地域のガバナンス研究所で政策研究調査をしております。専門は都市計画と防災まちづくりです。どうぞよろしくお願いいたします。

○三輪委員

おはようございます。私は横浜市大学で教鞭を取っております。専門は建築都市計画、参加協働で授業をしています。茅ヶ崎市では第1期にこの審議会委員を名和田先生とご一緒させていただいており、今回復活させていただいております。ですので、立ち上げの頃のことはいぶ理解していますが、最近のことについては、その後いぶ発展していると伺っておりますので、とても楽しみにしています。

大学の関係で、団地再生やNPOの子ども参画のようなものもやっているため、そういう関係では参加協働に若い世代や、場合によっては当事者になりにくい子どもなどの世代をどう巻き込むかなど、今、学生たちと一緒に現場で活動しています。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（三浦課長）

皆さまありがとうございました。改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則第5条第2項において「審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」と規定がございます。本日は全委員の出席をいただいておりますので、会議は成立することをご報告いたします。

また、この会議は公開となっておりますが、本日は傍聴の方はお見えになっておりませんので、あわせてご報告させていただきます。

それでは次に、配付資料についてご確認させていただきます。

本日、皆さまの前にお一人に一つずつマイクを置かせていただいております。

本市も AI 化が進んでおり、発言した内容を自動で議事録に作成するシステムを導入させていただいております。今後、ご発言いただく際はマイクのスイッチを押していただくと赤くランプが点灯しますので、ランプが点灯してからご発言いただきますと、発言いただいた内容が自動で議事録となりますので、是非御協力いただきますようお願いいたします。

それでは議題に入ります。「議題 1 会長・副会長の選任について」を議題とします。

参考資料 1 「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例及び同条例施行規則の運用について」の 5 ページをご覧ください。茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則第 4 条第 1 項において、「審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。」と規定しております。

まず、本審議会の会長の選任につきまして、委員の皆さまのご意見をお願いしたいと考えております。なお、会長の職務は、地域コミュニティ審議会規則第 4 条第 2 項において、「会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。」と規定しております。ご意見があればお願いします。

○後藤委員

先ほど自己紹介の中でもありましたが、平成 28 年から令和 2 年まで本審議会の副会長を務めていただき、本取り組みのモデル事業の段階から多くのご協力をいただいた三輪委員に、これまでのご経験や幅広いご見識から、会長にご就任いただければと考えます。皆さまいかがでしょうか。

○事務局（三浦課長）

ありがとうございます。ただいま後藤委員より、三輪委員が適任であるとのことでしたが、皆さまいかがでしょうか。

●（異議なし）

ありがとうございます。三輪委員、会長ご就任について、ご承諾いただけますか。

○三輪委員

はい、よろしくようお願いいたします。ありがとうございます。

○事務局（三浦課長）

ありがとうございます。では、会長につきましては、三輪委員にお願いをさせていただきたいと思います。

続いて、副会長の選任でございます。副会長の職務については、地域コミュニティ審議会規則第4条第3項において「副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。」と規定しております。副会長につきましては、皆さまよりご意見をいただければと思います。

○三輪委員

前期も務めただいており、ご見識も高い河上委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

●（異議なし）

○事務局（三浦課長）

よろしいでしょうか。では、三輪委員よりご推薦をいただきました河上委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○河上委員

よろしくお願ひいたします。

○事務局（三浦課長）

ありがとうございます。今後の議事につきましては、地域コミュニティ審議会規則第5条第1項に、会議の議長は会長が務めることが規定されておりますので、三輪会長と河上副会長に、お願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○三輪議長

改めて、皆さまどうぞよろしくお願ひいたします。今、説明がありましたとおり、会議の議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。たぶん今日もたくさんのご意見をいただければならないため、円滑な進行にご協力をお願ひいたします。

では審議に入る前に、諮問をいただきたいと思いますので、事務局よりお願ひします。

○事務局（三浦課長）

これから皆さまに審議をしていただくにあたり、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第8条の規定に基づき、市長より諮問をさせていただきます。市長が三輪会長に諮問書をお持ちしますので、三輪会長はその場でご起立いただきお待ちください。市長、よろしくお願いいたします。

●佐藤市長より三輪会長へ諮問書を渡す

○三輪議長

ただいま、市長からの諮問書をお受けいたしました。委員の皆さまには、事務局より諮問書の写しを配布させていただきます。ご確認くださいませようお願いします。

●事務局より諮問書のコピーを各委員へ配布

ありがとうございました。諮問書にお目通しいただければと思います。

○事務局（三浦課長）

ありがとうございます。ここで佐藤市長よりご挨拶をさせていただきます。

○佐藤市長

改めまして、こんにちは。どうぞよろしくお願いいたします。ご就任いただきまして、誠にありがとうございます。地域コミュニティの有り方、茅ヶ崎は13のブロックに分かれた「まちぢから協議会」が地域の課題解決や様々なイベントの開催をさせていただいております。しかし、コロナ禍で様相がだいぶ変わってきました。これからの地域の有り方や関わり方をしっかりと考えなければならないフレーズに入ってきました。

先日、市役所の中庭で4～5人の若いお母さん方に囲まれた際、「私たちはみんな地元が茅ヶ崎ではなく他から引っ越してきましたが、うちの子どもたちは茅ヶ崎生まれ。ですから、良い茅ヶ崎を作ってください。」と言われまして、背筋が伸びる思いをいたしました。良い茅ヶ崎を作っていくために、良いコミュニティを作っていかなければなりません。是非、皆さまのお力添えをいただき、良い

茅ヶ崎を作っていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（三浦課長）

ありがとうございました。佐藤市長におかれましては、他の公務がございましたので、ここで退席とさせていただきます。

○三輪議長

では、改めて議題(2)茅ヶ崎市の認定コミュニティ制度について（情報提供）を進めさせていただきます。事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは説明させていただきます。今回の改選により、半分の委員が新任の委員となりましたので、最初に認定コミュニティ制度についての再確認をさせていただければと思います。

資料1「茅ヶ崎市の認定コミュニティ制度について」をご覧ください。はじめに、1番、「認定コミュニティ制度が設立された背景」としましては、少子高齢化の進行や生活様式の変化に伴い、コミュニティの基盤となっている地域への愛着や帰属意識の希薄化、多様化する地域課題への対応がますます難しくなっている社会的背景を踏まえ、地域と行政が一緒になって考え、課題解決等に資するそれぞれの地域に集中した政策の展開が必要となってまいりました。

その一方で、自治会加入率は年々低下傾向にあり、自治会役員の担い手不足や自治会員の高齢化が進んでいることから、従来自治会が担っていた災害に強い地域づくりや、一人暮らし高齢者や子育て世代が安心して暮らせる環境づくりに関わる取り組みなどを継続していくためには、地域住民や地域で活動する団体などが積極的に連携し、協力していく必要性が高まっているという背景があります。

続いて、2番「認定コミュニティ制度に関する取組」についてですが、先ほど申したような社会的背景がますます顕著に現れる状況の中で、誰もが住みやすい地域であり続けるために、地域が一体となって地域課題などに取り組むための新たな地域コミュニティ制度の取り組みを、本市におきましては、「まちぢから協議会」として平成24年度から進めております。まちぢから協議会は、地域で共通する課題を持ち寄って話し合いをしていただく「協議の場」であり、課題解決の「実践の場」と考えます。

資料が前後してしまいますが、資料2をご覧ください。1番「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に基づくコミュニティの認定について」という

ことで、現在、市内の12地区においてまちぢから協議会が設立されており、市長の認定するコミュニティとして活動が行われています。こちらは、各地区のまちぢから協議会が市に認定の申請を行い認定された日付を表にしてあるものとなります。平成28年度から条例に基づく取り組みが始まりまして、28年度中に9地区、翌29年度に1地区、翌30年度に2地区の認定を行いました。併せて、参考資料として配布させていただいておりますまちぢから協議会のパンフレットをご覧ください。中を開いていただきますと、下の方に地図が載っておりますが、現在、市内に13ある地区のうち、12の地区の地域コミュニティが認定を受けている状況となっております。認定基準につきましては、参考資料1として配布させていただきました、「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例及び同条例施行規則の運用について」の2ページ目をご覧くださいいただけます。茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例の第2条（認定）2項にありますとおり、8つの基準を設けています。

本審議会では、認定コミュニティがこれらの基準に合致しているかどうか調査審議を行っていただいております。

続いて、資料1に戻りまして裏面をご覧ください。市長の認定するコミュニティとして認定されることにより、各地区まちぢから協議会は市の支援を受けることができます。

認定コミュニティに対する支援についてご説明させていただきます。まず、1番「人的支援」です。各地区まちぢから協議会に対して市民自治推進課職員を地域担当職員として配置しておりまして、地域の運営委員会に出席させていただくなど、地域主体の協議会活動の支援をしております。

次に、2番「財政的支援」についてです。各地区に対して、まちぢから協議会の組織を運営し、協議の場を設けることに対する補助として、運営等助成金25万円、地域課題を解決するための事業を展開するために必要な補助として、特定事業助成金上限200万円を補助することを条例で定めております。その際には、市に申請し、認定コミュニティ企画事業審査会という会議体で審査を受け、承認された事業について助成金を活用することができます。

ここでまた資料が前後してしまい申し訳ありませんが、資料2をご覧ください。2番「認定コミュニティに対する特定事業助成金について」ということで、表については、先ほどお話しした12地区の認定コミュニティより、今年度、提案のあった特定事業を取りまとめたものになります。年度はじめに書面開催として第1回認定コミュニティ企画事業審査会を実施しており、継続である5地区9事業が助成金の交付を受け、地域の取り組みを進めている状況です。

続いて、資料1に戻ります。3番「助言の活用」についてご説明いたします。本審議会では、各地区まちぢから協議会の認定基準への適合に関する事項及び活動状況等について、市長の諮問に応じて答申をいただいております。各地区の取り組み状況の振り返りと今後の事業等に関する助言をいただき、各地区に対する助言については、地域担当職員を通じて各地区まちぢから協議会に伝達している状況となっております。

各地区まちぢから協議会から提案いただく特定事業の企画を審査・採択する機関として、認定コミュニティ企画事業審査会があります。審査会は、所管副市長をはじめ事業に関係する部局長が委員となり、提案のあった特定事業に対して、付帯意見を述べることで、さらなる事業展開について助言しております。また、特定事業の実施結果について、振り返る機会を設け、次年度以降の効果、または他地区への波及も含めた助言もしています。

4番「その他の支援」についてですが、各地区の会長・副会長によって構成されている茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会が、各地区相互の連携、情報共有を図り、地域自治の推進に資する連絡調整を行っております。

「地縁による住民主体の地域づくり」の全国的な推進を目的とする小規模多機能自治推進ネットワーク会議は、地域コミュニティ政策における相互の情報交換、調査研究、実践を通じた政策の提言等を行う全国組織となっており、政策に関する課題等を共有し、解決する糸口を学ぶため、必要に応じた各種会議、意見交換を実施しています。

事務局からの説明は以上となります。

○三輪議長

ありがとうございます。それでは、ここまでの内容について皆さまからご意見や確認したいことがありましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。初めて、細かいところまで目を通していると思いますが、質問はどうぞ、事務局へ投げただけだと思います。

では私から最初に一つ質問ですが、制度に関して、13地区のうち12地区が協議会を認定しているということで、具体的に言うと1地区がまだ協議会の「調整中」ということで認識していますが、その状況だけ少しご説明いただきたいと思っています。

○事務局（加藤主幹）

今おっしゃられましたとおり、13地区のうち12地区が既に協議会の立ち上

げがされており、残りの1地区につきましては、昨年度途中から地域の方で立ち上げに関する準備会の準備会のようなものが組織されそうな雰囲気ではありますが、まだ立ち上げの準備までには至っていないのが現状でございます。

○三輪議長

それは、先ほどの人的支援で言うと、職員の方々も組織ができる前からフォローしているという状況でよろしいですか。理解としては正しいですか。

○事務局（加藤主幹）

はい、その通りでございます。

○三輪議長

それと、二つ目の資料1-2のところ、前から思っていたが、地域の課題を自発的に住民の方々が個人や組織で連携しながら進めていく、それを緩く外側からフォローする職員、市の行政の方々という体制づくりが協議会だと認識していますが、いつも企業と事業者が抜けてしまう。ここにも老人会等が入っていますが、やはり持続性の部分で場合によっては企業の方々との連携や、事業化の話しになってくると、すごく営利的な活動をしていない福祉事業者もいらっしゃいますし、そういった事業系の方々も協議会のメンバーにガッツリ入っていただければ、特にエリアによってはそういう方々が多いエリアもある時に、住民の方々だけで回していくのに限界がある中で、事業者の方々の力を取り扱う必要があるのではないかと思います。その辺りの認識について、ご意見を伺いたいと思います。

○事務局（三浦課長）

茅ヶ崎市では、総合計画の中でも様々な主体との連携を深めて、色々な人が関わる中でまちづくりを進めていくという「みんなで未来を創るまち茅ヶ崎」ということを掲げていますので、会長からお話しいただいたように、地域だけではなくて、企業やNPOなどの様々な主体が関わっていくことで、これからのまちから協議会もどんどん強くなって色々なことが実現できる団体になっていくと思います。

先進的な地区についてはそのような連携が進んでおりまして、社会福祉法人から車を借りたり、NPOが関わってチラシを作っていたりということが進んでいます。また、自分達ではあまり意識しておられないのですが、地域の印刷

業者や商店から、お祭りをする際に寄附をしていただいたり、お店の商品を少し安く入れていただいたり、そういう意味では様々な連携が進んでいます。

○三輪議長

分かりました、ありがとうございます。是非、資料上もそういうところを加筆していただくように意識していただくと、行政の中での情報共有の際にも、そういう方々も協議会の一員なのだとということ、本人たちは分かっていないが充分連携しているという見える化においては大事だと思います。

私の方で口火を切りましたが、委員の方々はいかがでしょうか。

○河上委員

前回、委員に就任した時にもお聞きしたと思いますが、状況がどうなっているか最新の情報、方針を含めて教えていただきたいと思います。

資料1(3)で色々な組織名が出てきます。まちぢから協議会が各地区にあって、地域コミュニティ審議会はこの会で、その次の認定コミュニティ企画事業審査会は市役所でやっているものだと思いますが、そのうえで、この「コミュニティ審議会の会長が認定コミュニティ企画事業審査会における新規提案事業等のアドバイザーとして携わり、事業に対するご助言をいただいている状況」とあり、これは例えばどういうことをしているのかももう少し教えてください。

あと資料1(4)にも二つ団体が出てきており、茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会はとても重要な機能を果たしていると思いますが、それについてももう一度ご説明いただきたいのと、小規模多機能自治推進ネットワーク会議、これは詳しく存じ上げないため、是非ご紹介いただきたいと思います。お願いいたします。

○事務局（三浦課長）

皆さまが委員となっていていただいている地域コミュニティ審議会におきましては、まず、まちぢから協議会が先ほど紹介した条例に定めている認定要件に合っているかどうか、2ページの第2条第2項に、八つの認定に値する条件が示されておりまして、こちらに基づいて1年間の活動報告を受け、昨年、例えば令和3年度の活動状況が、この認定に値するかどうかということ、年度当初の委員会で審議・調査していただきます。それが令和4年度の第1回、5月に行った審議会での審議事項となっております。13地区の令和3年度の活動状況を報告させていただいたうえで、委員の皆さまにその状況について審議していただき、ア

ドバイスをいただくというようなことをさせていただきました。

ですので、来年の令和5年の春の時期に、今の委員の皆さまには、令和4年度の各地区まちぢから協議会がどのような活動をしたのか、その活動状況がこの認定要件にふさわしいものであったかどうかというのをご審議いただくというのが、先ほど市長からの諮問を受けた内容の一つです。これが、地域コミュニティ審議会の委員の皆さまの役割になっております。

一方、認定コミュニティ企画事業審査会につきましては、庁内、副市長と提案いただいた事業ごとに関係する部長が審査員となって、各地区まちぢから協議会がから、ご提案いただいた事業が補助するにふさわしい事業なのかどうかというのを審議していただく委員会になっています。

例えば、資料2の2、認定コミュニティに対する特定事業助成金についての1番、浜須賀地区の「地域乳幼児サポート事業」という事業に関して、例えば子ども育成部長や福祉部長が委員となり、この事業について、この補助金を支出するにふさわしいかどうかという点数をつけていただいて審査していただくのが、認定コミュニティ企画事業審査会で、これは庁内の組織でございます。

こちらにつきましては、地域コミュニティ審議会委員の皆さまにも、先ほど申し上げましたように、1年間の活動を報告させていただく時には、この表もってそれぞれの地区がこういう活動しましたというご報告をさせていただきますので、この活動についてアドバイスをいただくということもしております。(3)の一番下の方に書いております「新規提案事業のアドバイザーとして関わり」というところになります。

また、前任の名和田先生につきましては、茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会のアドバイザーにご就任いただいておりますので、新たな事業の展開等についてはご報告させていただき、アドバイスをいただきたいと考えております。こちらの記載につきましてはそのような内容をお示ししております。

小規模多機能自治推進ネットワーク会議でございますが、こちらは全国的にこのような地域コミュニティ事業を行っているような市町村が加わって組織している会議でございます。ネットワーク会議でございますので、特に何か目指すというものではないですが、お互いに情報交換等をしながら高め合っていこうというような会議になっておりまして、茅ヶ崎市は関東ブロックに所属させていただいております。

近年ですと、コロナ禍での地域活動の支援や、IT、AI等の活用等について意見交換をしているような状況でございます。以上でございます。

○三輪議長

いかがでしょうか、大丈夫ですか。

○河上委員

はい、大丈夫です。ありがとうございます。

○三輪議長

前任の名和田先生が非常に、元々この条例の立ち上げから積極的に動いていたでいて、先ほどお話しがあったまちぢから協議会連絡会のアドバイザーになっていただくような話もありましたので、遠くから緩く見守っていただいている状況だと思いますけれども、私もたぶん審議会会長としてアドバイザーに入る形でいいのですよね、認識としたら。

ですので、この企画事業審査会は自治体職員の方がメインで動いていきますが、それについての報告や方向性はこの委員会でも、適宜ご助言やご意見をいただいたものを踏まえて、市へお渡しするというような役回りがある、という認識で大丈夫ですか。

○事務局（三浦課長）

はい。

○三輪議長

ということのようです。ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

○小山委員

国の審議会のように緊張しますね。すごい単純なことですが、資料1の真ん中辺に概念図みたいなものがあって、まちぢから協議会に加入する主体みたいなものが、例示的に老人会等がいくつかあります。たぶん地区毎に微妙に構成メンバーは違っていると思いますが、具体的に12地区のどういう構成メンバーが加入しているという組織図とかはあるのでしょうか。

○事務局（加藤主幹）

組織図はございます。地区によっては、先ほど言った商店が入っていたり、包

括支援センターやボランティアセンター、青少年育成推進協議会、PTAが入っているとありますが、そういった名簿的なものですが、組織図のようなものはございます。

○小山委員

公開資料であれば委員に共有してはどうか。

○三輪議長

ずっと、冊子みたいなものが常に、各委員にきていたような記憶があるんですけど。

○河上委員

きていたと思いますが、こういう図になっていたかどうか。

○三輪議長

図にはなっていないですね。

○小山委員

図でなくてもいいですけど、構成メンバーの一覧があれば、12地区毎に全部違うと思うので、更新したものがあれば。

○事務局（三浦課長）

年度当初に昨年度の事業活動、今年度の、事業活動を見ていただく際に各地区の資料全部お渡ししていて、その中の一部に名簿等が入っているので、第1回の審議会では出させていただいています。

○三輪議長

新任の方が多いので、各組織体制や事業内容みたいなものがオーソライズできる資料を、事前に準備していただいた方がよろしいかと。

○事務局（三浦課長）

資料が多いですが、第1回時の審議会の資料をご用意して、皆さまにお渡しさせていただきますようにいたします。

○三輪議長

個人名が入っているので取り扱い注意でお願いします。一旦よろしいですか。また次の話しをしながら、不明点等がありましたらご意見いただければと思います。

続いての議題に進んでいきます。続いて議題3、茅ヶ崎市の認定コミュニティ制度の検証について、審議事項についてご説明をお願いいたします。

○事務局

それではご説明いたします。議題3では、制度の検証についてご審議いただきたいと思えます。

茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例の施行から6年が経過し、既に認定している各まちぢから協議会においては乳幼児の居場所づくり事業や登下校時の見守り活動など、地域の実情・特色を捉えた様々な事業が活発に実施されています。一方で、近年の新型コロナウイルス感染症の発生により、急激なデジタル化の進展など地域活動を取りまく環境が日々大きく変化をしています。

今後、各地区まちぢから協議会にさらに力を発揮し、連携した活動を進めていただけるよう、ここで本市の認定コミュニティ制度について、検証の必要があると判断いたしました。

検証のスケジュールは後程ご説明させていただきますが、本日の審議会では、検証を行うにあたって、これまでに市が把握している状況についてご説明させていただき、委員の皆さまからご意見をいただく機会とさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

資料としましては、資料3-1で外部からの指摘事項及び課題、資料3-2で各まちぢから協議会が感じている課題、資料3-3で、各まちぢから協議会の活動支援にあっている当課の地区担当職員から見た課題をまとめました。

それぞれ順にご説明いたしますが、その前段として、まちぢから協議会ができて良かったこととしては、「自治会以外の地域団体が定期的に語り合う場ができたことで、様々な団体と交流できるようになったこと」「各団体との風通しがよくなったこと」「地域全体としての意見集約が可能となったこと」などが挙げられており、このことで事業が進んだというご意見をいただいております。

一方で課題として、まず資料3-1をお手元に御用意ください。資料3-1では、これまでに様々な場面でいただきました認定コミュニティ制度に関する指摘事項及び課題について記載しております。まちぢから協議会については、任意団体ではありますが、条例で指定しており、運営や事業に係る補助金を受けている

ことから、地区での意見を正しく収集し、事業に反映することができるか、運営方法が民主的であるか、構成委員の男女比に関する御意見などをいただいております。また、これまでの活動について、「地区での活動の差が出てきていること」「協議会制度の認知度が低いこと」などが挙げられています。

なお、資料中の網掛けでお示ししている課題は、今後の資料3-2と3-3とも共通するものとなっております。

続きまして、資料3-2をお手元に御用意ください。こちらは、令和3年度にまちぢから協議会連絡会が主催した、まちぢから協議会同士の意見交換会用に各まちぢから協議会が回答したアンケートの結果を一部編集したものとなっております。ですので、こちらの資料では、各まちぢから協議会が感じている課題等について記載しております。

主な課題としましては、組織運営、会議場所、自治会等の既存団体との関係性に関することとしまして、「課題の共通認識が難しい」「既存団体と「まちぢから」の枠組が併存し、二重の管理運営・事務手続きが必要な煩雑さがある」「自治会が運営上リーダーシップであり、自治会員中心で地域住民のための活動になっていない」「市民の集い提案の採用・改善・実現化が低調」などが挙げられています。また、人・担い手の育成、役員の選任の課題に関することとしましては、「マンション等で毎年役員が変わるところが多く、議論の継続性や地区役員の選任に難しさがある」「役員の担い手がない」などが挙げられています。最後に、その他としまして、「役員手当てに関すること」「連絡会の定例会での質問に対して回答がないこと」「同連絡会での行政からの依頼・説明事項について、その場で意見をしても決定事項であり変更されたことがないこと」などが挙げられています。

ここで、本日机上配布しました追加資料「令和4年度 各地区新委員の割合」を御覧ください。こちらは、各まちぢから協議会運営委員の、令和4年度の新委員の割合を算定したものでございます。まちぢから協議会につきましては、区域内の全自治会が加入していることが認定要件の一つでございますので、表は自治会長のみと運営委員全体とで示した資料となっております。

自治会長の新委員比率で見ますと、最も新委員の比率が高いのが浜須賀地区になっておりまして、約83%となっております。運営委員全体でも浜須賀地区が約62%と最も高くなっております。また、全地区の平均で見ると、自治会長の約41%が今年度新たに自治会長になられているということとなり、まちぢから協議会があることによって良かった点でご説明しました通り、新任自治会長が様々な相談や情報を得ることできる一方、継続的な議論が難しい面があると考えられま

す。

次に、資料3-3をお手元に御用意ください。担当職員から見たまちぢから協議会の課題になります。課題という言葉を使っておりますが、実際に各まちぢから協議会の様々な活動を近くで経験していく中で感じた難しさと思っただければと思います。

こちらでも組織運営に関する課題として、「体育振興会とスポーツ部会、推進協と子ども部会のように二重組織になっている場合に、二重の事務になっていること」「新委員の方が年間を通しての流れを把握することが難しいこと」「地域の課題の拾い方、拾った課題の解決の仕方が難しいこと」などが挙げられています。

また、人・担い手の育成に関することについても、「複数の役職を持つことによる委員の負担」「その長く務められた委員が退いたのちの体制の維持」「担い手の不足」「自治会長等の交代によるこれまでの活動のリセット」「部会活動への積極的な誘導策の必要性」などが挙げられています。

現在把握している課題としては以上となりまして、各まちぢから協議会がさらに広がっていくよう、これらの課題の解決に向けて改善施策の策定に取り組みたいと考えております。

なお、改善施策の検討に当たっては、お配りしております参考資料3「各まちぢから協議会の目指したいこと」を念頭に置いて、各地区の自主性や主体性を尊重した内容となるよう配慮してまいりたいと考えております。

これまでの内容で、委員の皆さまよりご意見ご感想等をいただきたいと思ます。どうぞよろしくお願いたします。

○三輪議長

説明が終わりましたので、ここまでの内容について、皆さまより意見等をいただきたいと思ますが、革新的なものも出てきているとは思いますが、いかがでしょうか。

もう一回確認してもいいですかね、資料3-1で書かれているのは全体のまとめ、資料3-2がまちぢから協議会連絡会の中でのアンケート結果をまとめたもの、資料3-3はそこに張り付いている各まちぢから協議会に関わっている担当職員の方々が出したものをまとめている。追加資料に関しては、人材の更新に関連した割合資料と認識しますが、これも各職員の方々が協議会ごとに理解をしているということですのでよろしいですね。参考資料3というのは、まちぢから協議会連絡会の意見交換会に出た各地区の協議会のメンバーの方々がそれぞれのテーブル

の中で、例えば茅ヶ崎地区だったら茅ヶ崎地区の皆さまがこういうことをやった、今後進めていきたい等の意見をまとめたものですよね。資料がたくさんあって、それぞれがどういうものか、もう1回確認だけさせていただきます。それを総括しているのが資料3-1だというイメージで大丈夫ですか。

○事務局（三浦課長）

補足させていただきます。資料3-1につきましては、茅ヶ崎市議会等、外部組織の皆さまからいただいたご意見になります。資料3-2と参考資料3につきましては、令和3年度にこのような形で、各地区まちぢから協議会の皆さまにアンケート調査を取らせていただきまして、そのアンケート調査の中で、課題に思っていること、今後のまちぢから協議会として目指したいことをお書きいただきました。そちらのピックアップさせていただいた資料となっています。

○三輪議長

分かりました。おおよそ外部というのは議員の方々で資料3-1がそう。資料3-2と参考資料3が当事者の皆さま。資料3-3は職員ということで、三つのカテゴリーの意見が出ている。

共通してお話ししていただいている担い手のこと、あるいは既存組織同士のことなどの話題が出ている。

計画上確認したいのですが、地区の新委員の割合の自治会長と運営委員全体は、自治会長は上に含まれるという理解ですよね。例えば茅ヶ崎地区だと、35人の運営委員の中に19人の自治会長が含まれるということですよ。

○事務局（三浦課長）

はい。

○三輪議長

分かりました。質問等含めていかがでしょうか。

○後藤委員

資料3-1の上から3番目の「各地区で活動の差が出てきているのではないか」や、資料3-2の「既存団体とまちぢからの枠組が共存」という話がありますが、各地区で事務局長がきちっといるのかいないのか、そういうことで負担

が掛かってしまう部分があるのではないかと私も感じていて、12地区で事務局長という形で運営しているところはいくつあるか教えていただきたいです。

○三輪議長

事務局長という役職というか立場の方を立てているかどうかですよね。いかがでしょうか。

○事務局（加藤主幹）

現在、12地区あるうちの2地区のみだと把握しています。

○後藤委員

今、お話しを聞いたところ2地区ということですが、その前の段階で各自治会長や役員さんが結構早く入れ替わるとか、そういう問題があるというお話しを聞いていますが、その中で、やはり事務局長というのをきちっと立てて、その方に年間賃金というか手当をあげた方が、継続性があるのではないかと私は感じたのですが、いかがでしょうか。

○三輪議長

はい、事務局お願いします。いかがでしょうか。

まず、事務局長というものを立てることに関して、何か条例上指導しているとか、建付けとしてそういう立場の人を設定することみたいな、そういうものは特に要綱的にはなかったような。

○事務局（三浦課長）

条例の中で、人員の配置については規定されておりませんが、というのも、一応市民自治推進課の職員が事務サポート、事務支援をさせていただいているので、そこが担えるという考え方で、たぶん当初は作られておりますが、行政の職員も人事異動がありますし、異動しないとしても課内で地域担当を代えていますので、市民自治推進課の職員も早ければ1年、長くても2～3年すると担当職員が代わっていますので、後藤委員が言われたような「継続性」という部分は難しいのかと思っております。

また、各地区におきましても半分くらいの運営委員がどうしても1年毎に代わってしまう。まちぢから協議会の役員は2年間で改選になるのですが、自治会長は1年で改選になっていますので、2年任期の中でも自治会長だけはどんどん代

わかっていってしまうという地域が多いということと、この表で示させていただいていますが、そうなった中で、昨年話していた内容が一端切れてしまうというのは非常に大きな課題となっていると思います。しかし、賃金を渡して各地区に事務局長に就任していただくという制度への変換は、今は難しいのかなと考えています。

○三輪議長

つまりあれですよ、まちちから協議会の運営の予算立てとか、その中に人件費というものを立てることができないのでしたっけ。

○事務局（三浦課長）

現在、1地区に運営費として年間の活動で25万円をお支払いしている状況があります。事務局長を雇うとなると年間25万円ではとてもやりくりができる状況ではありませんので、もしそういう方向になると、そもそもの支援体制全体を見直していく必要が出てくるかなと思います。

○三輪議長

それは恐らく、正式に雇うというかしっかりした就労ではなく、今の話しだと有償ボランティアみたいな若干の手当て的なものを付けるのはどうか、というご意見かなと私は汲んだのですが、当然、人1人を雇うとしたら何百万円くらいの話しになる。そういう話しではなく、例えば事務局をやってくれた人には、有償ボランティア的な形で、運営費の中でその方々に少しペイしていくような仕組みになるかならないかみたいな話しで、現状はなっていないということですよ。それは認めていないということですか。現状、そういうことを書いてきた時に指導されるのですか。

○事務局（三浦課長）

それは大丈夫です。やっていただけるのであれば非常にありがたいと思いますし、事業の継続性があるほど、そういう方がいいと思います。

現在、事務局機能みたいなものを作れている地区に関しましては、コミセンとうまくタイアップしてやっていただいている状況がありますので、そこがうまく連携できていくと、進むのかなと思っています。

○三輪議長

今の話しは、コミュニティセンターが事務局機能を引き取ってくれているという理解で大丈夫ですか、分担的にそういうことではないか。もう少しうまく、正確に教えていただけますか。私も茅ヶ崎の組織があまり分からないので。

○事務局（三浦課長）

茅ヶ崎市にコミュニティセンターが11館ありまして、まちぢから協議会が13地区のうち12地区に組織されております。そのうちの半分くらいが、まちぢから協議会がコミュニティセンターの指定管理を受けています。なので、指定管理をまちぢから協議会が受けている地区に関しては、そのコミセンの事務局長さんが、コミセンの事務と併せてまちぢから協議会の事務サポートみたいなものをしてくれたり、連絡調整をうまくやってくれたりということがあると、非常に進みやすいという状況がありますが、まちぢからの業務は、指定管理の業務と異なるので、そのあたりの整理が必要です。

○三輪議長

分かりました。指定管理をまちぢから協議会が受けることによって、一体的な事務運営が成り立ちやすいというお話だったと思いますが、先ほど言ったように、コミセンは11館しかないので、無いところをどうするのかという話しが出てくると思う。そこに委ねすぎるのはどうかと思いますが、今のお話しを聞いていると、条例も含めて事務局機能を強化するために、それに対する有償ボランティアや正確な運営費みたいなものを、いただいているお金の中で組むことは可能だということですね。それは、全てのまちぢから協議会がやっているわけではなくて、2地区が運営費という中で一応進めていて、ただしそれが人件費的な取り扱いになっているか分からないけども、一応そういう形になっている。そういう感じの理解でよろしいですか。

○事務局（三浦課長）

はい。

○三輪議長

すごく大事なご指摘だったような気がします。指定管理のところは、やはり行政の中で一つの考え方としては別の業務と合わせる、組織が一体化するようになるということだと思う。

私も思っていますが、例えば、まちぢから協議会が事業を起こしていくという

か、お金を生んでいくことをやっていいのかどうかというところも、これからの議論かなと思っています。

住民自治、先ほど事務局から「職員の方がやる前提で進んでいる」と話しがあつたが、ここがやはり自発的に、地域にお願いしていくような、そこにおんぶにだっこではなくやってくれるからいいかみたいな話しでもない。一方で、自分たちで作っていくみたいな、中々そういう意識にはなりづらい中で、例えば寄附であつたり、あるいは企業と上手く連携していく中で、少しずつ小商い的にお金が回っていくところで、いただいた運営補助金とそういう自発的なものがうまく合算的にきちっと回していければ、もらった部分と自分たちで稼いだ部分、大したお金ではないですが、合わせて運営的に誰かに少し事務局機能を回していく、それが正式な就労ではなく、ある程度の有償ボランティアみたいな形で出していくようなことについても、可能性を考えていく段階かなと思っています。

そんなイメージですけれど、後藤さん、よろしいですか。

○後藤委員

はい。

○三輪議長

事務局としても経費のお話しをいただきましたが、他にいかがでしょうか。

○河上委員

今のお話しで、事務局と有償ボランティアというところで、とても大事な案件だなと思いましたが、一方で、短いながらも2年間、まちぢから協議会の活動を見させていただくと、私としては、それぞれの地域に力があって非常に能力の高い方々がたくさんいらっしゃると思います。そういう意味では、制度としての組織化や機能の効率化というところは図られていないのかもしれない。制度化などの、きちんとした手続きがされていないがゆえの汎用性がある、それがゆえの柔軟性とか迅速的な地域の対応ができていて、それこそが正に行政もできなくて、地域力だなどというふうに、非常に勉強になりました。その辺のバランスの取り方が非常に難しいなと思っています、そこは柔軟性や汎用性とともなう手続き化・制度化を考えていかないと、本来持っている本質的な地域の良さを失っても困るのではないかと懸念しております。

そういう意味では、資料3-2に書いてありますが、これは茅ヶ崎だけではなくどこでもよく聞く話しではありますが、例えば組織運営に注目すると、「既存

団体とまちぢからの枠組が併存し、二重の管理運営・事務手続きが必要な煩雑さ」という点では、実際に動かすという手続きもあると思いますが、市役所だったり何らかの寄附金を受けたりと、本当に書類上の手続きが増えていると思います。これは地域に限らずどこの組織もそうだと思いますが、その辺をもう少し融通を聞かせて簡略化し、または新しいツールを使って、もう少し迅速に簡便化して、ICTを使ってというところで、新しく見直せないか。そのための技術的な支援や予算をつけるとか、そういったものは新しく考えられるのかなと思いますが、まちぢから協議会が持っている本質的な力で変えずに縛らない方がよいもの、それから新しく技術改善していくべきところ、その辺を少しポイントにして考えていったらいいのかなと、そういう印象を持ちました。以上です。

○三輪議長

ありがとうございました。今の話しは少し、事務機能の簡略化というか精査みたいなことが、今のそういう人を立てるということと同時に、もう少しそのところを軽減していく、そんな見直しも必要ではないかというようなご指摘だと思いますが、よろしいですか。

○河上委員

そうですね。

○三輪議長

私も実は、認定のチェックリストがものすごいことになっていて、どういうふうにやりとりしているのですかと聞いたら、やはり「自分では全部書けないので結局職員の方が書いています」みたいな話しを聞く。やはりあれは自分で書けないと難しいと思う。それを先ほどの話しで、きちっと予算を立ててやれる人を立てましょうという話しだと思いますが、もう一つは、そのものを少し軽減・簡略化したりとか、もう少し工夫を違ったところに、今ちょうどコロナ禍なのでこういう状況の中で、やりとりの簡便化だったり、IT化やDX化みたいなものも進んでいる中で、今日みたいなこういう議事録の話しを、地元の方にもどんどん積極的に落としていくように移転していくような話しもありではないかという話しだと思いますが、事務局いかがですか。

○事務局（加藤主幹）

現在、ある地区ではコロナの状況もあり、運営委員会等の会議体を、Zoom等を

取り入れているところも少しずつやってきております。若い方、環境に慣れている方であればできると思いますが、そういった環境に慣れていない方ですと、やはり対面となってしまいます。その辺も含めて、また考えていかなければならないと思っております。

○三輪議長

今、IT化の話が出ていますけれども、それ以外に何か書類、手続き的な申請書類みたいな話しはありますか。

○事務局（加藤主幹）

まちぢから協議会ではなく、自治会長の提出書類については、今までは全部紙ベースで出していたでいて、郵送なりお持ちいただいてやっていましたが、ここで押印制度が廃止した書類もだいぶございまして、そういった書類については電子申請ができるような形で、今年度から取組みを行っております。

○三輪議長

電子申請というのはメールでという意味ですか。

○事務局（加藤主幹）

そうですね、はい。

○三輪議長

つまり少し形式的には簡略化して、わざわざ来庁しなくていいとか、郵送しなくていいとかというふうになっている。

今お話しがあった二つの件で言うと、例えば一つ目の話しは、たぶんNPOの方とかが特にそうだと思いますが、ITの会議の進め方が非常に進んでいたり、いち早くコロナに対して対応していたり、企業の方が早く取り組んでいる。

私も少し絡んでるところだと、横浜市とかでは、そういうスキルを持っている法人が、自治会の住民自治、いわゆる自治会町内会の会合において、技術を少しお伝えしますというやり方をしている、あるいはそういう機材を少し補助しますみたいなことを、まさに市民局がコロナ2年目くらいに、手挙げ方式でやっている。積極的なところはそれに手を挙げて支援を受けたり、機材を買ったりとか、そういうことをされている。

ただ、そういうのは適材適所というか、お持ちの技術にもよりますし、場合に

よってはそういうところを、市の方で斡旋という訳ではないがご紹介していきながら、やり始めたら楽だからという話題もある。IT関係の会議体に関してはそんな感じですよ。

二つ目の簡略化の話は、押印無しは大学もそうですがやっとな進んでいますが、メール添付も一つですが、書類そのものをアンケートみたいな形の答え方をしていくことによって自動的にもう答えた形になるみたいなフォームであったり、もう書式は決まっているのでこれで答えてくださいというふうに、例えばQRコードで読みながら、みんなで書いていくやり方もありなのかなと思います。

そんなに難しい書類を添付しなければならないとか、内容にもよりますが、事業報告的なものであれば、そういうやり方もありなのかなと思いました。そうすると、もしかしたら「私がやっておきます」という分担ができると思います。当然、押印を廃止するかメールを活用するという手続きの簡略化は当面なので、次の方法論も考えていただくことは、受け入れ側の市の体制としては検討いただく余地はあると思います。

その他、ご発言したいいただいていない委員の皆さまを含めて、いかがでしょうか。

○佐々木委員

お願いします。全くこの場が初めてなので、この会に参加する前に自分が思った印象が一つと、質問を一つさせてください。

このような資料をいただく前に、どのようなものかを知るために茅ヶ崎市のホームページを色々と拝見しましたが、「こういった組織がこのようなことをやっている」等が載っている箇所が見当たらず、私の力では探せなくて、この資料3-1にもあるように「協議会制度の認知度が低い」理由が、どこを見ればいいのか、見える化されているのか、分かりにくいからではないかという印象を持ちました。もし、ここを見れば、探っていけば、アクセスすれば見られるというのであれば、この場で教えていただきたいです。

それと、今回郵送いただいた資料を横に並べて見ていくと、各地区での差が出てきているというのを感じました。逆に、ここは良くやっているなど自分が思ったのが「浜須賀」「松林」「湘南」の3つの地区ですが、この地区については資料3-3にあるように、コミュニティセンターとまちぢから協議会の連携が取れていて、情報伝達が出来ている地域と呼んでいいのか。でも、今日配られた資料を見ると、要するにこの3つの地区は構成員が少なく、何かしようという時に小回りが利くから、このように色々なことができているのか、事務局としてはど

のように分析されているのかを知りたいです。以上2件、よろしくお願ひします。

○事務局（三浦課長）

すみません、ホームページですが、何かワードを入れて検索をしていただひてひますか。

○佐々木委員

ひえ、カテゴリーだけで見てひきました。

○事務局（三浦課長）

まちぢから協議会は各地区もホームページを作っていて活動を見られるようになってひます。まちぢから協議会連絡会もホームページがあつたり、茅ヶ崎市からもホームページに行けるようになってひます。後程またお話しさせてください。

○佐々木委員

では、検索を頑張ります。

○三輪議長

頑張つて分かつては駄目なのです、頑張らないで見られないといけなひ。

○事務局（三浦課長）

ホームページに関してはすごく力を入れてくださつていて、それこそNPO法人がページの作り方等を指導してくれていたり、湘南地区もイベントがあるごとに写真をすごく撮つて、すぐにその日に今日はこのようなことがあつたという情報があがつてひます。ページに辿り着けなかつたことはとても残念ですが、ページはあります。

○佐々木委員

トップページに「子育て」とかある中に、「地域」というものは無ひのですよね。

○事務局（三浦課長）

茅ヶ崎市のホームページからですか。

○佐々木委員

いつもそこに行くので、言葉を入れないと出てこないとなると、やはりアクセスできない人が増えると思います。

○三輪議長

「まちぢから協議会」という言葉を知らない人がアクセスするということですよね。

○佐々木委員

「まちぢから協議会」という言葉を検索欄に入れると出てくるということですよね。

○後藤委員

「まちぢから協議会連絡会」という言葉を入れるとホームページにつながりません。

○事務局（加藤主幹）

茅ヶ崎市の団体、市の組織ではないので、検索する際に「まちぢから協議会」とい打ち込んでいただいて検索していただくと、まちぢから協議会連絡会のホームページに飛ぶような形になります。

○佐々木委員

そうすると、その言葉を知らない人がアクセスできないので、茅ヶ崎市に新たにきた人が、地域がこのようなことをやっているのだということが分かるとアクセスし易いと思います。自分は頑張りますが、市民の皆さまがアクセスしやすいように頑張らなければ、良い仕組みができないと思います。

○事務局（三浦課長）

ありがとうございます。ホームページについてはこちらも発信の仕方を検討します。

もう一つについては、今良くやっていると言っていた「松林地区」についてはコミセンが無い地区。ここに出ている委員の割合等でもそうですが、「松

林地区」とまちぢから協議会が出来ていない「湘北地区」の2地区はコミセンが無い地区です。

本日の資料ですと、市の補助金を活用して活動している内容はこれを見ていただくと分かりますが、補助金を使わずに自分たちの力で頑張っって色々活動していただいている地域もたくさんあって、お金のかかっていない部分については、この資料だけでは分かりにくいかなとは思いますが。

それぞれの地域がどのようなところに視点を置いて活動していただくかというのは、少しずつ違うのがこのまちぢから協議会の良いところで、地域の中で、皆さまが気付いた課題を解決するために動いていこうということなので、すぐに実現しているものばかりではありませんが、頑張っっていただいております。

声をあげていただいた湘南地区は、本当に協議会全体を引っ張っっていく、茅ヶ崎市全体を底上げしていただいている地域で、外出支援のために社会福祉法人から車を借りて、その車を地域でボランティアのドライバーが運転して、希望される皆さまを買い物支援で商業施設に運んであげるような事業、ここに市の予算は一切使われていません。このように、自分たちで行っっていただいている地域もありますので、そこは、昨年度の各地区の活動報告を見ていただくと分かると思います。後日、第1回の審議会の資料をお渡しさせていただきますので、ご確認いただきたいと思っます。

実際に課題解決が実現できている地域とそうでない地域というのは、見ていただくと分かるかなと思っます。そこが一番大きな開きの部分にはなっっています。

○佐々木委員

そうすると、実現できている、できていないという部分については、一定の規則性というよりは、ここに書いてあるとおりに、たまたま力のある構成員がリーダーシップが取れているかどうかということに左右されてしまうのでしょうか。

○三輪議長

どうですかね。印象としてはそこだけではない気がします。やはり、牽引役の方がいる所は当然強いですが、底上げ的な所もいくつかあって、ケースバイケースのような印象は受けます。

もう一つは温度感、それぞれスタートラインが違うので、やはりだいぶ前からやっているところは浸透して、でもルーティンになっていっってマンネリ化しているみたいな話になる。まだ始まっって他のところの様子を見ながらやっ

るところだと、「こういうところもやってもいい」「こういうやり方があるのだ」みたいな話しを、それこそまちぢから協議会連絡会で示唆を受けながら、新たにバージョンアップしていくようなことを考えてみるとか、そういう考えて自分たちで改変していくようなことに対しては、ある程度皆さま、イメージがあると思う。実際はその課題を改変する方法論みたいなことで悩んだりとか、それが共通しているイメージであります。

そんな感じが私の印象ですが、何か補足はありますか。

○事務局（三浦課長）

地域の課題をどうやって集約するかというのも非常に悩んでくださっていて、お住まいの方全員にアンケート調査を実施していただいた地域とか、まちぢから協議会の運営委員の皆さまが地域の課題について検討会を開こうということで、年間10回くらい運営委員の皆さまのそれぞれの視点での課題を共有しましょうということで検討会をやっていた地域もあります。

「こういった課題がありますよね」というところを整理した上で、それをどう事業化していくのかという次の一步があると思います。今年度はその年なのかなと思う地域がいくつかあります。

○三輪議長

はい、ありがとうございます。地域差があってしかりなので、一つはやはり自発的ということがキーワードなのかなと思います。資料3-1で指摘を受けているように、活動の差が出てくるのは当然のことで、「一様にこうやってください」という仕組みではないので、自分たちでPDCA的にここまで次はやろう等、自分たちで納得していくような進め方みたいなものを許容するような制度かなと理解しています。

そこが少し中々言いづらいなかなと思います。特に議員の方々だと一様に公共的な投資をしている中で、「ここまでしっかり全員が一様にやりなさい」ということを目指そうとすると、少しジレンマを感じる事業に見えているのかなという印象です。

すみません。司会進行が悪くなって12時になってしまっていますが、議案の内容で今いただいている審議事項に関しては、今日、結論づけるようなものではないと思いますし、皆さまもお話しが初めてで、資料に過不足がある中で、少し次の時に意見があったり、あるいは帰ってからこのようなことを確認したい等があれば、事務局に投げてください形で大丈夫ですか。

○事務局（三浦課長）

はい、ありがとうございます。

○三輪議長

それでは、審議3に関してはいくつか話題が出ましたが、引き続き、皆さまからも資料を評価していただいた中でご意見いただくような形で進めていただきたいと思います。

それでは、その次の議題4「その他」に入りながら、最後に皆さまから一言ずつお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。その他は特にありませんか。

○事務局

最後に、今後のスケジュールについてご説明させていただきたいと思います。資料4、一番最後につけておりますが、今後のスケジュールというものをご覧いただければと思います。

今年度は12月にもう一度審議会を開催しまして、その際に、本日確認しました課題の具体的な改善施策について、ご検討をいただきたいと考えております。

なお、審議会としての開催ではありませんが、11月中にまちぢから協議会連絡会が主催する、まちぢから協議会間の意見交換会を予定しております。こちらは、日時等が決まりましたら、委員の皆さまにもお知らせさせていただきたいと思います。実際の活動をご覧いただける機会となりますので、ご都合がよろしければ傍聴いただければと考えております。

また、来年度、令和5年度の予定にはなりますが、5月下旬に第1回の審議会を予定しております。こちらでは、先ほどもご説明させていただいたとおり、認定コミュニティの認定要件の確認等について、各地区の令和4年度の活動実績や令和5年度の活動計画をご覧いただきまして、委員の皆さまから各地区に対してのコメント等をいただく予定でございます。

その後、7月と12月に認定コミュニティへの支援策についてということで、改善施策の進捗状況や支援の状況、制度の在り方等について幅広くご意見をいただきたいと思いますと考えております。

今後のスケジュールについて、説明は以上でございます。ありがとうございます。

○三輪議長

はい、ありがとうございます。次は12月になってしまいますが、11月に、先ほど言っていたまちぢから協議会の各地区が集まる連絡会がございますので、そちらの方もご都合がよろしければご参加いただくと、それぞれの地域の活発な活動も垣間見えるという会になっております。

そして本日、諮問いただいたことに関しては、引き続き12月でも話題にしていくということになりますので、先ほどの小山委員から出たように、今年度の各地区の評価というか資料、先に皆さまに個別に送付いただいた中で、事前に見聞きしていただいて、また本日の引き続きの質問等もありましたら、事務局へ投げさせていただきたいと思います。

そうしましたらその他、少し皆さまからも何かございましたら。ご発言いただいていない澤邑委員、ご感想も含めて一言お願いできればと思います。いかがでしょうか。

○澤邑委員

地域の課題を自治会という枠ではなく、もっと大きい枠で解決していくという活動は非常に必要なことで重要だと思います。途中にもありましたが、運営していくにあたって書類を作る等が非常に面倒くさい、僕も海岸地区の住民で、妻が会計監査のため自治会の議事録なんか回ってきて、とても大変そうです。自治体の運営にしてもしょっちゅう集まっていて、これが全てタダでやっているのですかというくらい非常に大変だと思います。やはり、物事は金で解決すればいいというものではないと思いますが、あまりにもタダだと難しい、負担が大きいのではないかといつも感じています。

私の住んでいる海岸地区の課題なのか、「各まちぢから協議会の目指したいこと」という参考資料3を見てみると、オール防災なのですよね。うちの自治会長は、もう何年やっているのですかというくらいずっと同じ人なのですよね。それほど交代要員がいない中で現役世代の参加というのは、今の状況では非常に難しいと思う。自治会でも大変なのに、それが集まっているまちぢから協議会には、ますます交代要員がいないのではないかと感じてしまう。

自分の住んでいるところのことばかり言っていますが、広報紙が来るのですよ。助成事業で広報紙を出していますよね。全然内容がつまらないのですよ、字ばかりで読む気にならないくらい。これは、住民は読まないぞとってしまう。こういうところに、デザインに長けたような人が仕事として解決してくれると、いっぺんにすごいものができて理解が進むのではないかと、お金の使いようがそち

らへ行かないのかと思っている。

もっとう、定年に達していない人が参加できるようにならないのかなと思う次第です。

○三輪議長

とても重要な、地域の担い手の若返りは永遠の課題、日本全体の課題にはなっておりますが、そのためにも若干の小商いの話しや有償ボランティアそのものの考え方であったり、担い手には若い人たちにとって楽しい仕掛けのようなものがないと持続していかないため、やらされてる感ではなく、たぶんそれぞれの地区はすごく頑張って色々とアイデアを考えているとは思いますが、同じメンバーでグルグル回っているとルーティンになってしまう。

その辺りも制度の方でうまくフォローしていけるよう、誘導していくことは可能かもしれないので、その辺りの柔軟さをしなやかに制度設計へ反映させていければいいと思います。皆さまの引き続きのご議論が大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

その他、委員の皆さまで是非発言をしておきたい方は。一通り皆さまからご発言をいただいたと思いますが、1時間半という短い時間だったため仕切りが悪くて申し訳ありません、大丈夫でしょうか。

○河上委員

一点だけ、少し補足したい点は、何でも ICT 化すればいい、効率化すればいいということでもなく、先ほど加藤主幹がおっしゃった通り顔が見える関係、対面も大事であり、やはり地域だからこそ、対面だからこそ、現場だからこそできるというのはまちぢから協議会の良さであり、そこを縛らないために無駄な手続きは色々な形で省く、そういう意味で全てが ICT 化すればいいとは思っていません。手書きで済むものは手書きでいいし、口頭で済むものは口頭でいいし、今であればネットでの入力フォームでも録音でも動画でも色々な形があると思いますので、そこは多様性を確保してほしいと思います。

○三輪議長

まあ行政が一番、ICT 化が遅れていますが。どうぞよろしく願いします。

そうしましたら、本日の議題は全て終了にしたいと思いますが、少し私の仕切りが悪く延長してしまい申し訳ありません。引き続きどうぞ、ご審議の方にご参加いただきたく、どうぞよろしく願いいたします。

では、事務局、お願いします。

○事務局（三浦課長）

短い間に盛りだくさんの内容をご説明さしあげまして、活発な意見交換をしていただきありがとうございます。最後に澤邑委員が言っていたような、地域の中で実際にまちぢから協議会の人たちが頑張っていて、これで良かれと思って出している広報紙に対して、どのように感じてお読みいただいているのか中々フィードバックしていただく機会が無いまま、広報の発行事業を進めている状況があります。そういうところも今みたいに、何か一つ突破口になるようなヒントをいただけたら、それに対して私たちがアドバイスすることで、さらに地域の発信ができますし、地域の皆さまにも興味を持っていただくというようなきっかけになるのかなと思っています。

審議会自体はそんなに数多くできるものではなくて、今年度も2回で終わってしまいますが、感じたことはいつでも教えていただけると、次の審議会の際にその視点も含めたご審議いただけるような資料をご用意することができますので、これから、本来は事前にお送りすべきであった第1回の資料等をお送りさせていただきますが、お感じになったことはどんな小さなことでもいいので、是非、事務局に寄せていただければと思います。

この制度を盛り立てていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。